

議案第10号

富津市印鑑条例の一部を改正する条例の制定について

富津市印鑑条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

平成22年2月26日提出

富津市長 佐久間 清 治

提案理由

市民に係る印鑑登録及び印鑑登録証明に関する規定を全般的に見直すことにより、正確かつ迅速な事務処理を行い市民の利便を増進するため、条例の一部を改正しようとするものである。

富津市印鑑条例の一部を改正する条例

富津市印鑑条例（昭和47年富津市条例第7号）の一部を次のように改正する。

第1条中「定めること」を「定めることにより、正確かつ迅速な事務処理を行い、もって市民の利便を増進すること」に改める。

第2条第1項中「に基づき記録」を「の規定により記録」に、「若しくは」を「又は」に、「に基づき登録を受けている者又は本市に主たる事務所を有する法人で登録を要しないものの代表者」を「の規定により登録されている者」に改める。

第3条第1項中「登録を受けようとする者」の次に「（以下「登録申請者」という。）」を加え、「そえて」を「添えて」に、「みずから市長に」を「自ら市長に」に、「ただし、みずから」を「ただし、疾病その他やむを得ない理由により自ら」に改め、同条第2項を削る。

第4条を削る。

第5条第1項中「第3条」を「前条」に、「申請人」を「登録申請者」に、「本人に対し」を「、本人に対し」に改め、同項第2号を削り、同項第3号中「登録を受けている者」の次に「（以下「印鑑登録者」という。）」を加え、同号を同項第2号とし、同条第2項中「登録を受けようとする者」を「登録申請者」に改め、同条を第4条とする。

第6条の見出しを「（登録の制限）」に改め、同条第1項中「の登録をすることができない」を「を登録しないものとする」に改め、同項第1号中「組合せた」を「組み合わせた」に、「あらわされて」を「表されて」に、「平がな又は片かな」を「ひらがな又はカタカナ」に改め、同項第2号中「職業等他の事項をあわせあらわして」を「職業、資格、屋号その他氏名以外の事項を併せて表して」に改め、同項第5号を同項第8号とし、同項第4号の次に次の3号を加える。

(5) 印面がき損又は摩滅しているもの

(6) 縁のないもの

(7) 印影を鮮明に表しにくいもの

第6条第2項中「、その他登録をすることが不相当と認められるときは、登録をすることができない」を「は、登録をしないものとする」に改め、同条を第5条とし、同条の次に次の1条を加える。

（印鑑の登録）

第6条 市長は、第4条の規定により登録申請の確認をしたときは、当該登録申請者に係る次の各号に掲げる事項を印鑑登録票に登録するものとする。

(1) 印影

(2) 氏名

(3) 住所

(4) 生年月日

(5) 性別

(6) 前各号に掲げるもののほか市長が印鑑登録の管理のために必要と認める事項

2 市長は、前項の印鑑登録票を磁気ディスクをもって調製することができる。

第7条を削る。

第7条の2第1項中「印鑑の登録を受けた者」を「印鑑登録者」に改め、同条第2項を削り、同条を第7条とする。

第7条の3を削る。

第8条を次のように改める。

(印鑑登録証の返還)

第8条 印鑑登録者又はその代理人は、次の各号のいずれかに該当する場合は当該印鑑登録証を市長に返還しなければならない。

(1) 紛失した印鑑登録証を発見したとき。

(2) 第12条各号のいずれかに該当することになったとき。

第9条中「登録を受けている者」を「印鑑登録者」に、「に基づく」を「の規定による」に改める。

第10条第1項中「印鑑の登録を受けている者」を「印鑑登録者」に、「そえてみずから」を「添えて自ら」に改め、同条第2項中「登録を」を「印鑑登録者は、登録を」に、「そえる」を「添える」に改め、同条第3項中「第3条第1項」を「第3条」に、「前項」を「第1項」に改める。

第11条中「印鑑の登録を受けている者」を「印鑑登録者」に改める。

第12条中「印鑑の登録を受けている者」を「印鑑登録者」に改め、同条第2号中「失そう」を「失踪」に改め、同条第5号中「第6条第1項第1号」を「登録を受けている印鑑が第5条第1項第1号」に改める。

第13条中「印鑑の登録を受けている者」を「印鑑登録者」に、「そえて」を「添

えて」に改める。

第14条第2項を次のように改める。

2 前項の規定による証明は、印鑑登録票に登録されている印影の写しに、第6条第1項第2号から第5号までに掲げる事項を記載した印鑑登録証明書を交付して行う。

第14条第4項を削る。

第15条を削る。

第16条中「することができない」を「しないものとする」に改め、同条第3号中「その他」を「前2号に掲げるもののほか、」に改め、同条を第15条とする。

第17条を第16条とし、第18条を第17条とし、第19条中「基づく」を「よる」に改め、同条を第18条とし、第20条を第19条とする。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成22年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際、現に改正前の富津市印鑑条例（以下「旧条例」という。）の規定により登録されている印鑑は、改正後の富津市印鑑条例の規定により登録されたものとみなす。

3 この条例の施行前に旧条例第15条の規定により印鑑登録証明発行の保護を受けている場合において、同条第4項の規定による保護は、同条第1項の規定による申請の日から3年に限り、なお効力を有する。